

倒木 11件（うち1件は、川越小学校で駐車していた車3台に被害あり）
雨漏り 19件

- ・保育園 施設の一部破損 1件（川鶴保育園）
- ・公民館 軒下ボード破損 1件（高階南公民館）
- ・その他 新河岸駅西口エスカレーターの故障

(10) 文化施設等被害 3件
時の鐘の自動打鐘機、倒木や柵の倒れなど

○避難情報および避難所開設状況

洪水が想定される河川の流域、土砂災害警戒区域および寺尾地区の内水氾濫の災害リスクを想定し、避難対象地区を示した上で、27カ所の避難所を開設した。また台風が来る数日前から暴風を警戒し避難したいとの市民からの要望が多く寄せられたことから、市民センター等14カ所を自主避難所として開設した。

- ・避難所避難者数：最大避難者数合計4346名
- ・自主避難所避難者数：最大避難者数合計614名
- ・その他公共施設への避難者数（最大）
高階南公民館：13名、月越小：1名、泉小：11名

○本市の対応等

(1)本市の対応

①活動体制

- 10月11日 17時 監視体制発令
- 10月12日 7時 警戒体制発令（警戒対策本部設置）、特別監視班、現地調査班、避難所運営班出動
- 10時 非常体制第1配備発令（災害対策本部設置）

10月29日 17時 非常体制第1配備解除（災害対策本部閉鎖）

11月12日 台風第19号被災者支援会議を設置

②災害対策本部会議等

- 10月12日 7時 第1回警戒対策本部会議
- 10月29日 17時 第23回災害対策本部会議
- ※災害対策本部会議を計23回開催

(2)川越地区消防組合の主な対応

10月12日から13日、寺尾地区において現地調査班の排水ポンプの活動に合わせて、高階分署の部隊が出向し、合同で長時間にわたる排水活動を行う。

10月13日から14日、越辺川の決壊に伴い福祉施設や一般住宅からの救助活動を行う。※2日間の合計救出人員は267名。

(3)川越市水防団の主な対応

10月12日、水防団本部を消防局に設置し、堤防巡視および管内巡視を行う。

10月13日、越辺川堤防決壊の救助活動を支援。
※その他、市職員や消防職員と連携して可搬ポンプによる排水作業や土の積み作業、稲わらなどの障害物除去作業、越辺川堤防決壊に対する救助活動時の広報活動、通行止めに伴う交通整理、避難誘導等を実施。

(4)関係機関からの災害情報連絡員派遣

- 10月12日、13日 川越警察署、川越地区消防局
- 10月14日 川越地区消防局
- 10月15日以降 経済産業省、農林水産省、国土交通省関東地方整備局、埼玉県から随時派遣される。

○他機関からの応援

(1)警察への機動隊の派遣要請

10月13日7時21分に越辺川決壊による要救助者の救助について、警察に対して機動隊の派遣を要請し、隊員54名が舟艇2艇による救助活動を実施。

(2)自衛隊への災害派遣要請

10月13日8時10分に越辺川決壊による要救助者の救助について、埼玉県を通じて自衛隊の災害派遣を要請し、隊員140名が舟艇7艇による救助活動を実施。

(3)国土交通省による排水ポンプ車の配備

江川流域都市下水路の樋門付近に配備

(4)家屋の被害認定調査

所沢市、彩の国災害派遣チームによる職員派遣（吉川市、八潮市、越谷市）

(5)物資の提供等

農林水産省、春日部市、香取市、埼玉県より支援

○義援金等（11月26日現在）

- (1)義援金 募金額 2200万4211円
- (2)災害支援寄附 合計144件
- (3)個人からの寄附 合計144件
- (4)団体等からの寄附 合計6件 170万円

○災害救助法の適用について

- (1)法適用日 10月12日
- (2)適用基準 災害救助法施行令第1条第1項第4号
- (3)被災者生活再建支援法の適用について
- (1)法適用日 10月12日
- (2)適用基準 被災者生活再建支援法施行令第1条 第3号

○国・県への要望について

国に越辺川の本格復旧や被災した福祉施設への支援、埼玉県に河川改修や被災者の支援などについて要望。

○被災者支援

浸水住宅排水処理費補助金の受け付け、税等の減免の申請書の送付、災害見舞金の支給等、全庁的に被災者支援に向けて取り組んでいく。